

「富山県適正農業規範に基づく農業推進条例（仮称）」素案に関する意見募集 (パブリックコメント) の実施結果について

1 条例素案の作成者

自由民主党富山県議会議員会

食と農の推進条例（仮称）検討プロジェクトチーム（座長 宮本 光明）

2 意見募集期間

平成 22 年 10 月 4 日（月）から 11 月 4 日（木）まで

3 意見募集方法

県議会ホームページ、県庁（議会事務局調査課、県民サロン、情報公開窓口）、各地方県民相談室（高岡・魚津・砺波）、県立図書館で閲覧

4 意見提出者数

5 人

【提出方法】

書面	電子メール	計
3 人	2 人	5 人

5 意見提出件数

13 件

【提出内容】

内容	件数
・条例に基づく施策等に関するもの	6 件
・「適正農業規範」の普及に関するもの	3 件
・農業施策等に関するもの	4 件
計	13 件

6 意見の概要及び意見に対する条例素案作成者の考え方

番号	意見の概要	意見に対する条例素案作成者の考え方	関係条文
1	農薬・化学肥料が富山湾に蓄積するとの影響が心配。富山の財産であるおいしい魚介類の安全をしっかりと守りたい。滋賀県方式（注：琵琶湖等の環境保全のため、農薬・化学肥料の使用量を相当程度削減した農業を条例で推進）を取り入れてほしい。	前文中の「農地の余剰な養分や農薬の残留等による環境への影響」には、富山湾の水質等への影響も含むと考えています。 また、「適正農業規範」には、肥料、農薬等の適正な管理及び使用に関する事項を定めることにしており（第4条第1項(1)）、その適正な使用量、使用方法が守られることで環境への負荷が低減されると考えています。	前文 第4条 第1項 (1)
2	化学肥料や農薬への依存をできるだけ避け、健全な土を育て農産物を生産する農業への転換をはかるため、「有機農業推進法」に基づく施策を条例に折り込むことが必要。	この条例では、(1)肥料、農薬だけでなく土壤、水、施設、設備等も含む生産手段の適正な管理と使用、(2)収穫後の農産物の適正な管理などを「適正農業規範」に定め、農業者の方々がそれを実践することで農産物の安全性の向上、環境への負荷の低減を図ることとしています。 化学肥料や農薬の不使用を目標とするものではありませんが、有機農業推進法に基づき定められた「とやま有機農業推進計画」に掲げる施策とともに、この条例の施策を推進してまいりたいと考えています。	第4条
3	食の安全に対する農業者の意識の高揚が大切であるとともに、消費者である県民の安心安全な食に対する意識の調査を行い、実態をつかみ、そのニーズに応えるための施策が求められる。	ご指摘のとおり、農業者の意識高揚と消費者ニーズの把握はともに重要であると考えており、この条例でも、農業者の方々に「適正農業規範」への理解を深めていただくための啓発活動を行うこと（第8条(1)）、「適正農業規範」の策定に当たり、消費者の方々の意見を反映させること（第5条）を規定しております。	第5条 第8条 (1)
4	農産物の安全性と価格の低下は反比例する。生産者は農産物のブランド化に努力しており、それに資する条例にしてほしい。	「適正農業規範」の取組には、食の安全・安心を守り、環境を保全するためのコストを要します。消費者の方々には、そのことも含めて理解いただきたいとの趣旨から、第7条（県民の責務）、第8条(5)(6)（県の責務）の規定を設けています。 また、県内全域で「適正農業規範」の取り組みが進むことにより、県産農産物のブランド価値が向上すると考えています。	第7条 第8条 (5)(6)
5	農業者が精根込めて生産した農産物を地元に住む人が入手しやすい流通の整備が必要。地産地消を進めることで、農業者の安心安全な農産物を生産する意欲が掻き立てられる。	この条例の第7条（県民の責務）では、県産農産物の消費の増進をうたっており、新たな流通経路を開拓するなど、この条例の施策と相まって地産地消が一層拡大するよう努めてまいります。	第7条
6	適正農業規範について、広く国内の研究者、実践者と情報交換して技能、知識、販売力を高められるならば、県に対する期待と支持が一層高まると思う。	ご意見のとおり、県内外における「適正農業規範」に関する研究や実践の優れた点も取り入れながら、栽培技術や販売力の向上を図っていきたいと考えています。	第8条 (7)

番号	意見の概要	意見に対する条例素案作成者の考え方	関係条文
7	適正農業規範に関して詳細な運用を定めた要綱等は定められるのか。	「適正農業規範」はルールを定めた規定集であるとともに、農業者の方々の日々の農業生産活動の実践に役立つような、具体的で分かりやすく、詳細な手引書であると考えています。	第4条
8	農業者等に適正農業規範に取り組んでもらうためには、規範制定のメリットなどを明確にする必要がある。	この条例の制定と「適正農業規範」の策定を契機に、農業者の方々に「適正農業規範」に対する理解と認識を深めていただくとともに、推進体制の整備や「適正農業規範」に取り組む農業者に対する支援等も行うこととしています。	第8条(1)~(4)
9	J A以外の「安心、安全な農産物」の生産に取り組む団体も、適正農業規範の普及に広く参加できる体制が必要。	「適正農業規範」の普及には、J Aだけでなく、その他の安全な農産物の生産に取り組む団体にも参加、協力をいただきたいと考えています。	第8条(2)
10	地域で耕作放棄地が増えている。若い人に魅力があり、専業で農業に従事できるような条例にしてほしい。	この条例では、「適正農業規範」の普及により、農産物の安全性、環境との調和に優れた農業を推進することをねらいとしております。 ご指摘のとおり、耕作放棄地の解消、農業の担い手育成、農家所得の向上はいずれも重要な課題であり、この条例の施策と併せて、積極的に取り組んでまいります。	
11	山菜、樹木、薬草、山野草など県内の豊かな資源と中山間地の地形的優位性を活用すべき。	この条例では、「適正農業規範」の普及により、農産物の安全性、環境との調和に優れた農業を推進することをねらいとしております。 中山間地域の豊かな資源、特性を活かした農業振興にも、この条例の施策と併せて、取り組んでまいります。	
12	畜産物は条例の対象外とされているが、口蹄疫による被害が発生しないようにしてほしい。	この条例では、「適正農業規範」の普及により、農産物の安全性、環境との調和に優れた農業を推進することをねらいとしております。 ご指摘の口蹄疫等の家畜伝染病対策についても、発生防止、防疫態勢の強化にしっかりと取り組んでまいります。	
13	環境の保全には自然生態系の復活維持が重要であり、県レベルでの里山づくりを進めることが必要。	この条例では、「適正農業規範」の普及により、農産物の安全性、環境との調和に優れた農業を推進することをねらいとしております。 ご指摘の里山づくりについても、「富山県森づくり条例」に基づき、多様な生態系に配慮しつつ一層推進してまいります。	